

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|------------|--|-----------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第1号 | 平成31年1月9日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十第一号の規定に基づき公示をする件 注1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | |
| 総務省告示 第2号 | 平成31年1月9日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 注2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則(略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第638号 |
| 総務省告示 第4号 | 平成31年1月11日 | 無線機器型式検定に合格した機器の件 | 無線機器型式検定規則 | |
| 総務省告示 第12号 | 平成31年1月22日 | 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第二十一条の規定に基づき総務大臣が別に告示するIPアドレスを定める件 | 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 | |
| 総務省告示 第13号 | 平成31年1月22日 | 有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令 | 平成23年 総務省告示第315号 |
| 総務省告示 第14号 | 平成31年1月24日 | 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 昭和61年 郵政省告示第395号 |
| 総務省告示 第15号 | 平成31年1月24日 | 工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成5年 郵政省告示第407号 |
| 総務省告示 第16号 | 平成31年1月24日 | 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成15年 総務省告示第344号 |
| 総務省告示 第17号 | 平成31年1月24日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第18号 | 平成31年1月24日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第19号 | 平成31年1月24日 | 電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第426号 |
| 総務省告示 第20号 | 平成31年1月24日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|------------|---|----------------------|---------------------------------------|
| 総務省告示 第21号 | 平成31年1月24日 | キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件を廃止する件 | 電波法施行規則等 | 平成26年 総務省告示第339号 (平成31年1月24日廃止) |
| 総務省告示 第22号 | 平成31年1月24日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第23号 | 平成31年1月24日 | シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | |
| 総務省告示 第24号 | 平成31年1月24日 | 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第25号 | 平成31年1月24日 | 第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件 | 電波法 | 平成31年 総務省告示第24号 |
| 総務省告示 第26号 | 平成31年1月24日 | 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 | 電気通信事業法施行規則 | 平成6年 郵政省告示第72号 |
| 総務省告示 第27号 | 平成31年1月24日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成6年 郵政省告示第424号 |
| 総務省告示 第28号 | 平成31年1月24日 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 平成16年 総務省告示第99号 |
| 総務省告示 第29号 | 平成31年1月24日 | インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成23年 総務省告示第87号 |
| 総務省告示 第30号 | 平成31年1月24日 | インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件 | 端末設備等規則 | 平成26年 総務省告示第343号 (平成31年1月24日廃止) |
| 総務省告示 第31号 | 平成31年1月28日 | 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 平成28年 総務省告示第8号 |
| 総務省告示 第43号 | 平成31年2月8日 | 委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件の一部を改正する件 | 総務省設置法 | 昭和28年 郵政省告示第763号 |
| 総務省告示 第44号 | 平成31年2月8日 | 指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成6年 郵政省告示第177号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|------------|---|----------------------|--|
| 総務省告示 第45号 | 平成31年2月8日 | 電波法第百条等に規定する電波の監視を行う場所に関する件の一部を改正する件 | 電波法 無線局の開設の根本的基準等 | 平成13年 総務省告示第189号 |
| 総務省告示 第46号 | 平成31年2月8日 | 電波法第百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所に関する件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成13年 総務省告示第190号 |
| 総務省告示 第76号 | 平成31年3月11日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第77号 | 平成31年3月11日 | 飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件 | 無線局運用規則 | 昭和50年 郵政省告示第307号 (平成31年3月11日廃止) 昭和59年 郵政省告示第967号 (平成31年3月11日廃止) |
| 総務省告示 第78号 | 平成31年3月11日 | 航空無線航行業務に使用する電波の型式及び周波数等を定める件 | 無線局運用規則 | 平成14年 総務省告示第204号 (平成31年3月11日廃止) |
| 総務省告示 第79号 | 平成31年3月11日 | GBASの無線局の無線設備の技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | |
| 総務省告示 第80号 | 平成31年3月11日 | G-D又はG七D電波一〇八・〇二五MHz以上一七・九七五MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局の無線設備の不要発射の強度の許容値を定める件 | 無線設備規則 | |
| 官庁報告 | 平成31年3月13日 | 衛星基幹放送の業務の認定申請受付について | - | - |
| 総務省告示 第88号 | 平成31年3月18日 | 納付受託者の事務所の所在地の変更の件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第89号 | 平成31年3月18日 | 登録証明機関の住所の変更に関する件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第91号 | 平成31年3月18日 | 登録証明機関の住所及び技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第96号 | 平成31年3月22日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(平成31年4月1日施行) | 電波法 | - |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|---|-------------|---------------------------------------|
| 総務省告示 第97号 | 平成31年3月22日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和46年郵政省告示第82号等、告示35件の一部改正(平成31年4月1日施行) ・昭和40年郵政省告示第255号、昭和45年郵政省告示第398号及び 昭和55年郵政省告示第573号(平成31年3月31日廃止) | 電波法 | - |
| 総務省告示 第118号 | 平成31年3月27日 | 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成元年 郵政省告示第49号 |
| 総務省告示 第119号 | 平成31年3月27日 | 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成2年 郵政省告示第240号 |
| 総務省告示 第120号 | 平成31年3月27日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成6年 郵政省告示第424号 |
| 総務省告示 第121号 | 平成31年3月27日 | 別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成18年 総務省告示第659号 |
| 総務省告示 第122号 | 平成31年3月27日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第123号 | 平成31年3月27日 | 九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | 平成29年 総務省告示第292号 (平成31年3月27日廃止) |
| 総務省告示 第124号 | 平成31年3月27日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第125号 | 平成31年3月27日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第169号 | 平成31年4月1日 | オブジェクト識別子構成要素値を指定した件 | - | 平成2年 郵政省告示第729号 |
| 総務省告示 第171号 | 平成31年4月1日 | 登録証明機関の技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地の変更に関する件 | 電波法 | - |
| 官庁報告 | 平成31年4月11日 | 船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施 | - | - |
| 総務省告示 第184号 | 平成31年4月17日 | 東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件 | 電波法 | - |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|---|-----------|---------------------|
| 総務省告示 第189号 | 平成31年4月22日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第190号 | 平成31年4月22日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和44年郵政省告示第11号等、告示26件の一部改正 ・昭和46年郵政省告示第90号の廃止 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第192号 | 平成31年4月22日 | 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 昭和36年 郵政省告示第199号 |
| 総務省告示 第193号 | 平成31年4月22日 | 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 昭和51年 郵政省告示第87号 |
| 総務省告示 第194号 | 平成31年4月22日 | 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 昭和61年 郵政省告示第395号 |
| 総務省告示 第195号 | 平成31年4月22日 | 工事設計書の記載の一部を省略することができる適合表示無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成5年 郵政省告示第407号 |
| 総務省告示 第196号 | 平成31年4月22日 | 陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件の全部を改正する件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成23年 総務省告示第520号 |
| 総務省告示 第197号 | 平成31年4月22日 | 無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成25年 総務省告示第323号 |
| 総務省告示 第198号 | 平成31年4月22日 | 無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成27年 総務省告示第423号 |
| 総務省告示 第199号 | 平成31年4月22日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第200号 | 平成31年4月22日 | 高度MCA陸上移動通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件 | 無線設備規則 | - |
| 総務省告示 第201号 | 平成31年4月22日 | MCA陸上移動通信を行うMCA制御局等の無線設備の技術的条件を定める件等を廃止する件 ・平成5年郵政省告示第123号(廃止) ・平成5年郵政省告示第124号(廃止) ・平成6年郵政省告示第190号(廃止) | 電波法施行規則等 | - |
| 官庁報告 | 平成31年4月22日 | 日本放送協会平成三十一年度収支予算について | 放送法 | - |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|--|-------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第202号 | 平成31年4月23日 | 臨時の利用状況調査の対象となる割当周波数帯、地域その他の必要な事項を定める件 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第17号 | 令和元年5月16日 | 東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第18号 | 令和元年5月16日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十八条第二項の規定に基づき届出された事項を公示する件 注1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | - |
| 総務省告示 第20号 | 令和元年5月17日 | 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成15年 総務省告示第344号 |
| 総務省告示 第21号 | 令和元年5月17日 | 電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成27年 総務省告示第438号 |
| 総務省告示 第22号 | 令和元年5月20日 | 電波法施行規則第十一条の二の六第二項の規定による特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更に関する届出があった件 | 電波法施行規則 | - |
| 総務省告示 第23号 | 令和元年5月20日 | 電波法第二十七条の十三第四項の規定による特定基地局の開設計画の認定に係る公示の件 | 電波法 | - |
| 総務省告示 第24号 | 令和元年5月20日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第25号 | 令和元年5月20日 | 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件 | 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 | 平成16年 総務省告示第88号 |
| 総務省告示 第26号 | 令和元年5月20日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第27号 | 令和元年5月20日 | 登録検査等事業者等規則別表第五号第三の二注1及び別表第七号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第281号 |
| 総務省告示 第28号 | 令和元年5月20日 | 構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成23年 総務省告示第507号 |
| 総務省告示 第29号 | 令和元年5月20日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|-------------------------------|--|------------|--------------------------------------|
| 総務省告示 第30号 | 令和元年5月20日 | 人体(両手を除く。)における比吸収率の測定方法を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成25年 総務省告示第324号 |
| 総務省告示 第31号 | 令和元年5月20日 | 総務大臣が別に告示する無線設備を定める件 ・平成25年総務省告示第323号(廃止) ・平成27年総務省告示第423号(廃止) | 無線設備規則 | - |
| 総務省告示 第32号 | 令和元年5月20日 | 総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件 | 無線設備規則 | - |
| 総務省告示 第33号 | 令和元年5月20日 | 人体(両手を除く。)における入射電力密度の測定方法を定める件 | 無線設備規則 | - |
| 総務省告示 第35号 | 令和元年5月22日 | 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 平成20年 総務省告示第8号 |
| 総務省告示 第39号 | 令和元年5月24日 (令和元年7月1日 施行) | 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件 | 電波法施行規則 | 平成30年 総務省告示第185号 (令和元年6月30日廃止) |
| 総務省告示 第64号 | 令和元年6月20日 | 船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 昭和55年 郵政省告示第329号 |
| 総務省告示 第65号 | 令和元年6月20日 | 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成2年 郵政省告示第240号 |
| 総務省告示 第66号 | 令和元年6月20日 | 無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件 | 無線機器型式検定規則 | 平成11年 郵政省告示第246号 |
| 総務省告示 第67号 | 令和元年6月20日 | 無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成17年 総務省告示第1232号 |
| 総務省告示 第68号 | 令和元年6月20日 | 船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成18年 総務省告示第57号 |
| 総務省告示 第69号 | 令和元年6月20日 | 船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成20年 総務省告示第288号 |
| 総務省告示 第70号 | 令和元年6月20日 | 船舶に設置する無線航行のためのレーダーの構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線機器型式検定規則 | 平成20年 総務省告示第346号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|-----------|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 総務省告示 第71号 | 令和元年6月20日 | 総務大臣が別に告示するレーダーを定める件 | 電波法施行規則 | 平成19年 総務省告示第430号 (令和元年6月20日廃止) |
| 総務省告示 第72号 | 令和元年6月24日 | 政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件 | 公職選挙法施行令 | 平成6年 自治省告示第165号 |
| 総務省告示 第77号 | 令和元年6月28日 | 臨時の利用状況調査を行うにあたり必要な事項を定める件 | 電波の利用状況の 調査等に関する省令 | - |
| 総務省告示 第85号 | 令和元年7月1日 | 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件 | 電波法施行規則 | - |
| 総務省告示 第86号 | 令和元年7月1日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 電波法施行令 | - |
| 総務省告示 第87号 | 令和元年7月1日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和42年郵政省告示第324号等、告示35件の一部改正 | 電波法 電波法施行令 | - |
| 総務省告示 第99号 | 令和元年7月11日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第100号 | 令和元年7月11日 | 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 | 電気通信事業法施行規則 | 平成6年 郵政省告示第72号 |
| 総務省告示 第101号 | 令和元年7月11日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成6年 郵政省告示第424号 |
| 総務省告示 第102号 | 令和元年7月11日 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件 | 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則 | 平成16年 総務省告示第99号 |
| 総務省告示 第103号 | 令和元年7月11日 | 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成19年 総務省告示第48号 |
| 総務省告示 第104号 | 令和元年7月11日 | インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成23年 総務省告示第87号 |
| 総務省告示 第105号 | 令和元年7月11日 | 無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成25年 総務省告示第323号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|-----------|--|-----------------------------|--------------------------------------|
| 総務省告示 第106号 | 令和元年7月11日 | 無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成27年 総務省告示第423号 |
| 総務省告示 第107号 | 令和元年7月11日 | 電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成27年 総務省告示第438号 |
| 総務省告示 第108号 | 令和元年7月11日 | 電波法施行規則第六条第四項第四号(3)の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件 | 電波法施行規則 | 平成30年 総務省告示第221号 (令和元年7月11日廃止) |
| 総務省告示 第112号 | 令和元年7月16日 | 登録認定機関の登録に関する件 | 電気通信事業法 | - |
| 総務省告示 第117号 | 令和元年7月18日 | 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件 | - | 昭和62年 郵政省告示第73号 |
| 総務省告示 第124号 | 令和元年7月26日 | 登録外国適合性評価機関の名称を変更した件 注1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | - |
| 総務省告示 第125号 | 令和元年7月26日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | - |
| 総務省告示 第126号 | 令和元年7月26日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | - |
| 総務省告示 第127号 | 令和元年7月26日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 注2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則(略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第638号 |
| 総務省告示 第128号 | 令和元年7月26日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則(略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第640号 |
| 総務省告示 第141号 | 令和元年8月14日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第166号 | 令和元年9月6日 | 電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する件 | 電気通信事業法 | |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|----------------------------|--|---------------------------------|--------------------------------------|
| 総務省告示 第166号 | 令和元年9月6日 | 電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件 | 電気通信事業法 | |
| 総務省告示 第166号 | 令和元年9月6日 | 電気通信事業法施行規則第二十二条の二の七第一項第五号ロ及びハ並びに第六項の規定に基づき告示する件の一部を改正する件 | 電気通信事業法施行規則 | 平成28年 総務省告示第152号 |
| 総務省告示 第166号 | 令和元年9月6日 | 電気通信事業法第二十六条第一項各号の電気通信役務を指定する件の一部を改正する件 | 電気通信事業法 | |
| 総務省告示 第172号 | 令和元年9月19日 | 電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成26年 総務省告示第319号 |
| 総務省告示 第174号 | 令和元年9月20日 (令和元年10月1日施行) | 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件 | 電波法施行規則 | 平成30年 総務省告示第322号 (令和元年9月30日廃止) |
| 総務省告示 第176号 | 令和元年9月26日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 電波法施行令 | - |
| 総務省告示 第177号 | 令和元年9月26日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和47年郵政省告示第452号等、告示26件の一部改正 | 電波法 電波法施行令 | - |
| 総務省告示 第190号 | 令和元年10月1日 | 電波法施行規則第五十一条の九の六第一号(1)及び(3)並びに第三号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成17年 総務省告示第1312号 |
| 総務省告示 第199号 | 令和元年10月16日 | 無線機器型式検定に合格した機器の件 | 無線機器型式検定規則 | 昭和36年 郵政省告示第40号 |
| 官庁報告 | 令和元年10月23日 | 船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施 | 無線従事者規則 | |
| 総務省告示 第234号 | 令和元年11月8日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき公示をする件 注1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 特定機器の相互承認に関する法律 (略表記 注1) | |
| 総務省告示 第235号 | 令和元年11月8日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 注2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則 (略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第638号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|--|---------------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第236号 | 令和元年11月8日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則 (略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第640号 |
| 総務省告示 第248号 | 令和元年11月20日 | 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 昭和36年 郵政省告示第199号 |
| 総務省告示 第249号 | 令和元年11月20日 | 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 昭和51年 郵政省告示第87号 |
| 総務省告示 第250号 | 令和元年11月20日 | 無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成2年 郵政省告示第240号 |
| 総務省告示 第251号 | 令和元年11月20日 | 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成5年 郵政省告示第610号 |
| 総務省告示 第252号 | 令和元年11月20日 | 端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件 | 端末設備等規則 | 平成5年 郵政省告示第611号 |
| 総務省告示 第253号 | 令和元年11月20日 | 端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件 | 電気通信事業法 | 平成6年 郵政省告示第72号 |
| 総務省告示 第254号 | 令和元年11月20日 | 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成6年 郵政省告示第424号 |
| 総務省告示 第255号 | 令和元年11月20日 | 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | | 平成15年 総務省告示第344号 |
| 総務省告示 第256号 | 令和元年11月20日 | 簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成20年 総務省告示第467号 |
| 総務省告示 第257号 | 令和元年11月20日 | 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成21年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第258号 | 令和元年11月20日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第259号 | 令和元年11月20日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|---|-------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第260号 | 令和元年11月20日 | 周波数割当計画の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第261号 | 令和元年11月20日 | 電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成27年 総務省告示第437号 |
| 総務省告示 第262号 | 令和元年11月20日 | 電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 平成27年 総務省告示第438号 |
| 総務省告示 第263号 | 令和元年11月20日 | 電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第264号 | 令和元年11月20日 | 電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件 | 電波法施行規則 | |
| 総務省告示 第265号 | 令和元年11月20日 | 無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を定める件 | 無線局免許手続規則 | |
| 総務省告示 第266号 | 令和元年11月20日 | 電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件 | 電気通信事業法施行規則 | |
| 総務省告示 第270号 | 令和元年11月26日 | 漁業局の通信時間割を定める件の一部を改正する告示 | 無線局運用規則 | 平成5年 郵政省告示第370号 |
| 総務省告示 第272号 | 令和元年11月27日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第273号 | 令和元年11月28日 | 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法施行規則 | 令和元年 総務省告示第174号 |
| 総務省告示 第276号 | 令和元年12月9日 | 指定講習機関の事務所の所在地を変更する件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第277号 | 令和元年12月9日 | 指定試験機関の事務所の所在地を変更する件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第278号 | 令和元年12月10日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条第一号の規定に基づき登録の公示をした登録外国適合性評価機関の名称を変更する件 注1 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律 | 特定機器の相互承認に関する法律(略表記 注1) | |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------------------------|--|---------------------------------|---------------------|
| 総務省告示 第279号 | 令和元年12月10日 | 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件 注2 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則 | 特定機器の相互承認に関する法律施行規則 (略表記 注2) | 平成19年 総務省告示第638号 |
| 総務省告示 第280号 | 令和元年12月10日 | 放送法施行規則第六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件 | 放送法施行規則 | |
| 総務省告示 第281号 | 令和元年12月10日 | 放送法施行規則第六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件 | 放送法施行規則 | |
| 総務省告示 第282号 | 令和元年12月16日 | 技術操作を管理する者を届け出の場合の手続を定める件の一部を改正する件 | 放送法施行規則 | 平成18年 総務省告示第45号 |
| 総務省告示 第283号 | 令和元年12月16日 | 無線局運用規則第二百六十二条の二の表下欄に掲げる海域において同条の規定を適用しない場合を定める件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | 平成18年 総務省告示第102号 |
| 総務省告示 第286号 | 令和元年12月19日 (令和元年12月22日施行) | 電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第426号 |
| 総務省告示 第287号 | 令和元年12月19日 (令和元年12月22日施行) | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第291号 | 令和元年12月24日 | 陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 昭和61年 郵政省告示第395号 |
| 総務省告示 第292号 | 令和元年12月24日 | 電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件の一部を改正する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第426号 |
| 総務省告示 第293号 | 令和元年12月24日 | 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード(無線局の目的コード及び通信用事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成30年 総務省告示第356号 |
| 総務省告示 第294号 | 令和元年12月24日 | シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の技術的条件を次のように定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成31年 総務省告示第23号 |
| 総務省告示 第295号 | 令和元年12月24日 | 総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 令和元年 総務省告示第31号 |
| 総務省告示 第296号 | 令和元年12月24日 | 外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件 | 無線局免許手続規則 | 平成15年 総務省告示第344号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|-------------|------------|--|----------------|---------------------|
| 総務省告示 第297号 | 令和元年12月24日 | 広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を次のように定める件の一部を改正する件 | 無線設備規則 | 平成24年 総務省告示第435号 |
| 総務省告示 第298号 | 令和元年12月24日 | キャリアアグリゲーション技術を用いて行ってはならない通信を定める件 | 無線設備規則 | |
| 総務省告示 第299号 | 令和元年12月24日 | 登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第278号 |
| 総務省告示 第300号 | 令和元年12月24日 | 登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件 | 登録検査等事業者等規則 | 平成23年 総務省告示第279号 |
| 総務省告示 第301号 | 令和元年12月24日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第302号 | 令和元年12月24日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件 | 電波法 | |
| 総務省告示 第303号 | 令和元年12月24日 | 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件 ・昭和63年郵政省告示第648号等、告示31件の一部改正 ・昭和43年郵政省告示第14号の廃止 | 電波法 | |
| 総務省告示 第3号 | 令和2年1月16日 | 電波天文業務の用に供する受信設備を指定した件 | 電波法 電波法施行規則 | |
| 総務省告示 第4号 | 令和2年1月16日 | 電波天文業務の用に供する受信設備を変更及び取消した件 ・平成25年総務省告示第195号の変更 ・平成24年総務省告示第52号の廃止 | 電波法 電波法施行規則 | |
| 総務省告示 第5号 | 令和2年1月20日 | 本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件 | 無線局運用規則 | |
| 総務省告示 第15号 | 令和2年1月30日 | 特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件 | 電波法施行規則 | 平成元年 郵政省告示第42号 |
| 総務省告示 第16号 | 令和2年1月30日 | 電波法施行規則第六条の二の四の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件 | 電波法施行規則 | 令和元年 総務省告示第264号 |
| 総務省告示 第17号 | 令和2年1月30日 | 特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置等を定める件 | 無線設備規則 | 平成元年 郵政省告示第49号 |

2019年1月1日以降に公示されたの電波法関係主要告示等

2020年3月31日現在

| 告示番号 | 掲載年月日 | 件名 | 根拠法令 | 関連告示 |
|------------|-----------|---|---------|---------------------|
| 総務省告示 第18号 | 令和2年1月30日 | 構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件 | 無線設備規則 | 平成23年 総務省告示第507号 |
| 総務省告示 第19号 | 令和2年1月30日 | 特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件 | 無線設備規則 | 平成18年 総務省告示第659号 |
| 総務省告示 第20号 | 令和2年1月30日 | 無線設備規則第十四条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する無線設備を定める件 | 無線設備規則 | 令和元年 総務省告示第31号 |
| 総務省告示 第21号 | 令和2年1月30日 | 総務大臣が別に告示する総合照射比の算出方法を定める件 | 無線設備規則 | 令和元年 総務省告示第32号 |
| 総務省告示 第22号 | 令和2年1月30日 | 周波数割当計画の一部を変更する件 | 電波法 | 平成24年 総務省告示第471号 |
| 総務省告示 第59号 | 令和2年3月10日 | 放送法施行規則第七十六条第五項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件の一部を改正する件 | 放送法施行規則 | 平成11年 郵政省告示第776号 |
| 総務省告示 第60号 | 令和2年3月10日 | 基幹放送普及計画の一部を変更する件 | 放送法 | 昭和63年 郵政省告示第660号 |